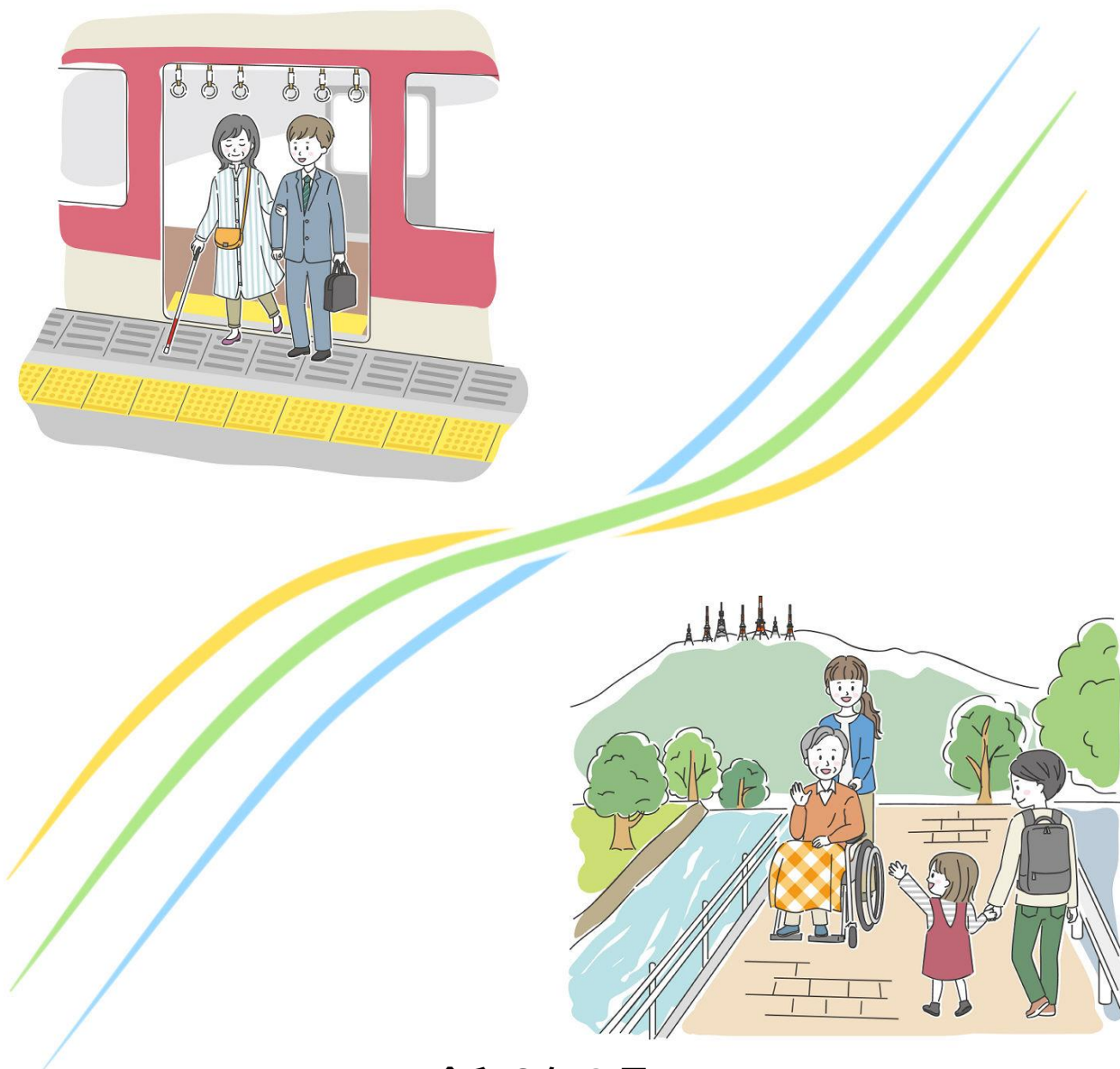


生駒市バリアフリー特定事業計画

〔改訂版〕



令和8年3月

生駒市

生駒市バリアフリー特定事業計画

〔改訂版〕

1. 特定事業計画改訂にあたって	1
1.1. 特定事業計画策定の趣旨	1
1.2. 特定事業計画改訂の背景	2
1.3. 重点整備地区	3
2. 特定事業計画	4
〔1〕 公共交通特定事業等	4
〔2〕 道路特定事業等	6
〔3〕 建築物特定事業	24
〔4〕 交通安全特定事業	26
〔5〕 その他事業	29
〔6〕 教育啓発特定事業	30

《資料編》

資料編

〔1〕 参考：生駒市における心のバリアフリーの取組紹介	31
〔2〕 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会開催要綱	32
〔3〕 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会名簿	33
〔4〕 基本構想策定から特定事業計画の改訂に至る主な経過	34
〔5〕 用語解説	35



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた、見やすいデザインの文字を採用しています。

1. 特定事業計画の改訂にあたって

1.1. 特定事業計画策定の趣旨

生駒市は「生駒市バリアフリー基本構想」を令和3年3月（令和2年度）に策定しました。これを受け、基本構想に定められた重点整備地区（近鉄南生駒駅周辺地区）内の駅や道路等について令和4年3月（令和3年度）に特定事業計画を策定し、同計画に基づいて事業を推進することとしました。

なお、特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもので、基本構想制度における主要な取組のことです。その内容や実施時期については、基本構想に示した実施すべき事業（特定事業、その他の事業・ソフト事業）を踏まえ、各事業実施者が定めます。

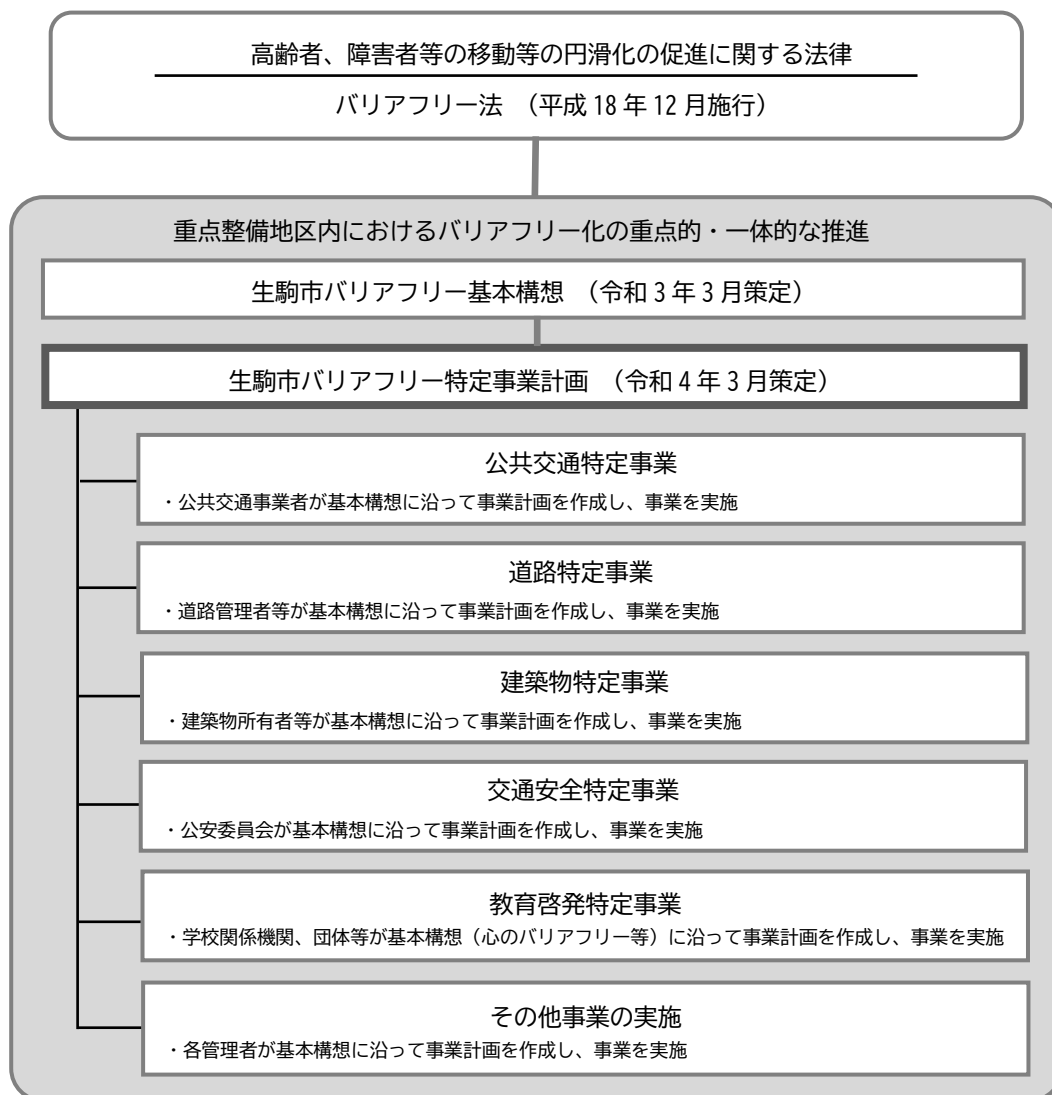


図 1.1 特定事業計画の概要

1.2. 特定事業計画改訂の背景

令和4年3月（令和3年度）に策定した特定事業計画において、道路特定事業として位置付けを行った南生駒駅周辺道路の歩車道空間の整備等の中には、同計画に定めるべき事業主体や整備内容、整備時期などを策定当時に明示することが困難であったため今後の課題として残されたものがありました。その理由として、南生駒駅周辺道路の道路特定事業を定めるにあたっては重点整備地区内で計画されていた竜田川河川改修事業の整備計画と連携を図ることが必要不可欠でしたが、関係機関との協議を重ねていた時期であったため、後日、協議が整った段階で本計画を見直すこととしていました。

その後、数年を経て、近鉄南生駒駅のバリアフリー化事業や跨線横断歩道橋の詳細設計が進むことで、同施設の接道となる国道168号の歩行者空間の整備に関する検討や竜田川河川改修事業の計画及び本計画との連携に関する協議が進む等、残されていた道路特定事業についての計画を明示することが可能となってきました。また、当初事業として計画していた様々な事業についても各関係機関のご協力により、多くの整備が完了するなど、特定事業計画策定から数年が経過し、本計画を取り巻く状況が大きく変化してきました。

以上を踏まえ、各事業について必要に応じて実施時期を見直すとともに、関連する整備事業の進展に合わせた事業内容等の見直しを行い、特定事業計画を改訂することによって、着実なバリアフリー化を図ることとします。

なお、目標とする整備時期については、計画期間を令和7年度から令和17年度として、実施検討や用地買収、工事施工の難易度を考慮しながら設定しています。また、施工年度、事業量については、計画検討の中で、増減、変更等が生じる場合があります。

○事業計画の記載例（P4以降）

○○○○○（事業箇所等）		事業主体		○○○○○（事業主体）											
事業内容 （■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策）		事業量	単位	事業の実施計画（年度）											
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
①	■ ○○○○○（事業の内容）	○○○○○ （場所、内容等）	○	○	→										
②	□ ○○○○○（事業の内容）	○○○○○ （場所、内容等）	【整備済】												

→ : 特定事業計画改訂時（令和7年度末時点）の計画年度
 【整備済】 : 補足事項で整備年度を記入

○○○○○（事業箇所等）		事業主体		○○○○○（事業主体）												
事業内容 （■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策）		事業量	単位	事業の実施計画（年度）												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	~	
①	■ ○○○○○（事業の内容）	○○○○○ （場所、内容等）	○	○	-----→											

-----→ : 特定事業計画改訂時（令和7年度末時点）に事業の内容は決まっているものの着手時期、または完了時期等が定まっていないもの

1.3. 重点整備地区

基本構想で設定した重点整備地区内の準生活関連経路の一部について、事業の整備効果を高める目的で経路の変更がありました。

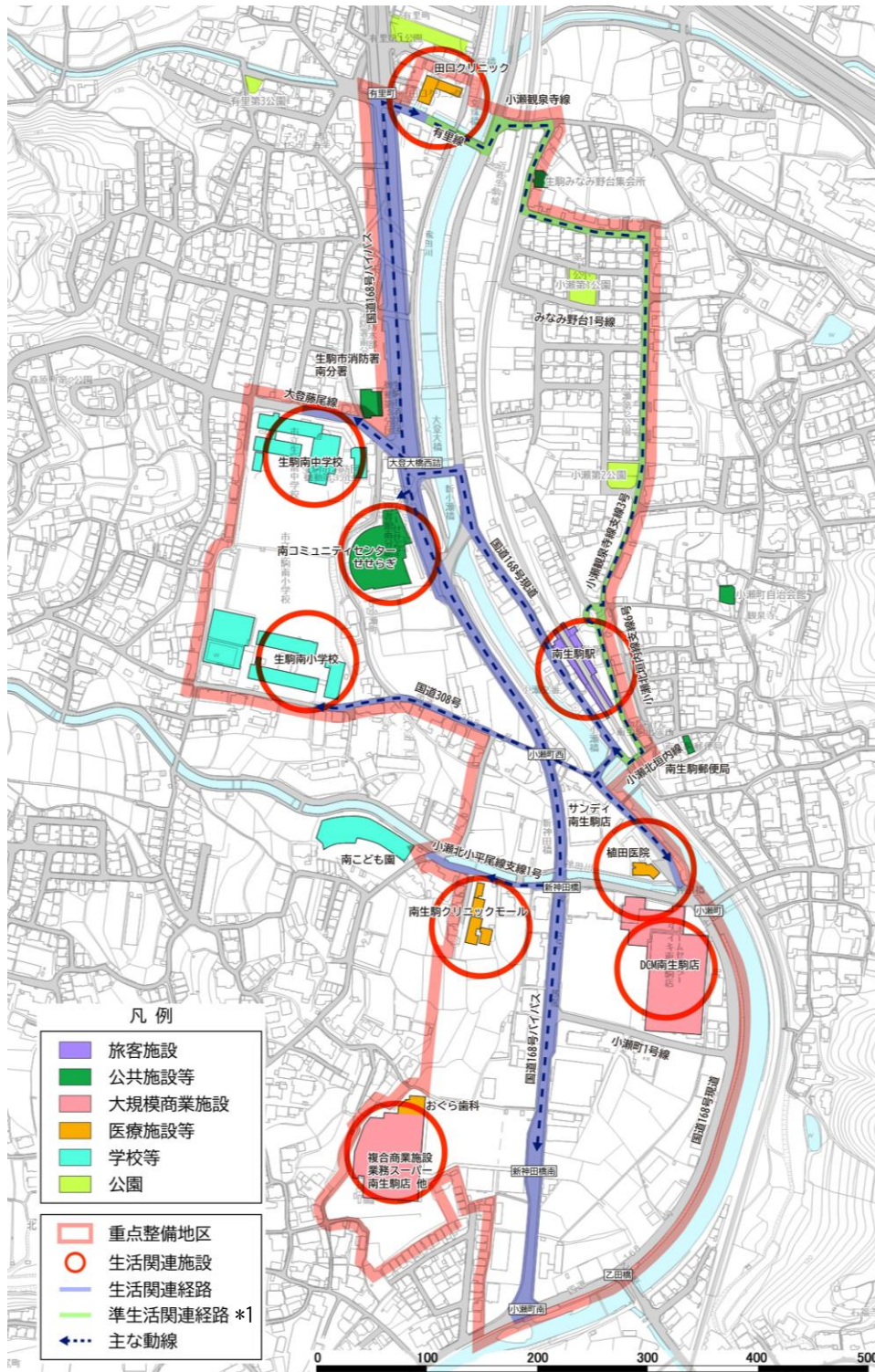


図 1.2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路位置図（令和7年度）

*1：当面、移動等円滑化基準を満たすことが困難な道路と、これを代替する迂回路については、現時点で可能な限りでバリアフリー化を推進すべき経路として「準生活関連経路」に位置づけています。

2. 特定事業計画

〔1〕 公共交通特定事業等

1) 鉄道駅

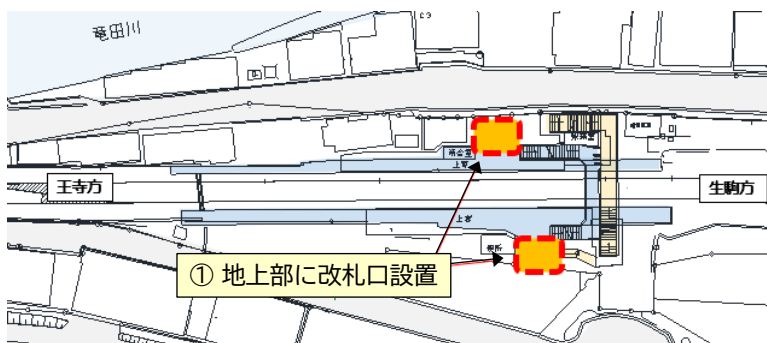
近鉄南生駒駅		事業主体		近畿日本鉄道												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	■駅東西地上部に改札口の設置(地下改札口の廃止)	地上改札口	2	箇所	→											
②	■スロープ勾配の改修	スロープ	2	箇所	→											
③	■スロープ部に屋根の新設	スロープ上屋	2	箇所	→											
④	■スロープ部の舗装面の段差の解消	スロープ舗装	2	箇所	→											
⑤	■スロープ部に設置されているインターホンの移設	インターホン	1	箇所	→											
⑥	■スロープ部の点字ブロックの改修	誘導ブロック	1	箇所	→											
⑦	■音声案内(誘導チャイム)の設置	誘導チャイム	1	箇所	→											
⑧	■トイレへの誘導ブロックの設置	誘導ブロック	1	箇所	→											
⑨	■男女トイレの入口を区別できる触知案内図の設置	触知案内図	1	箇所	→											
⑩	■多機能トイレの設置	多機能トイレ	1	箇所	→											
⑪	■バリアフリーに則した改修	待合室	1	箇所	→											
⑫	□段差部における視認性向上のための警告色設置	駅西口	【整備済】													
⑬	■内方線付点状ブロックへの改修	ホーム	【整備済】													

補足事項

- ・⑫段差部へ警告色設置、⑬内方線付点状ブロックへの改修：令和2年度に整備済
- ・バリアフリー化事業の実施については、国、県ならびに市からの事業費補助が前提。
- ・駅東西の地上部に改札口を設置するのに伴い、地上スロープ部(②～⑥)についても整備を実施する。

事業実施位置または位置図

- ・①駅東西の地上部に改札口の設置(整備位置については設計業務にて決定)



【整備済】⑫段差部へ警告色設置



【整備済】⑬内方線付点状ブロックへの改修

2) バス

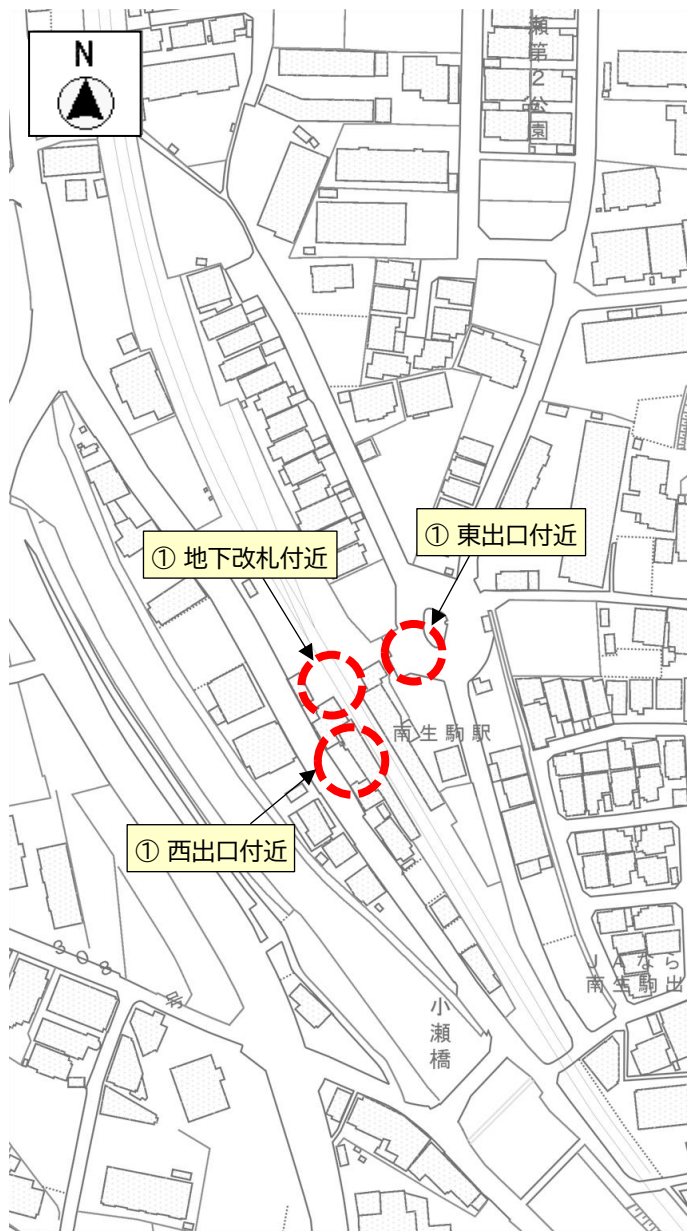
コミュニティバス		事業主体		生駒市													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)													
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
①	□南生駒駅からバスへの乗り換え案内サイン等の整備	案内サインの整備(駅東出口、西出口付近)	2	箇所						→							
		現況の案内サインの改修(地下改札口付近)			【整備済】												

補足事項

- ・ 駅東出口、西出口付近に整備する案内サインについては、跨線横断歩道橋の供用開始に併せて整備する。
- ・ 現況の案内サインの改修：令和4年度に整備済

事業実施位置または位置図

- ・ 関係機関、地元等との協議により下記位置図に示す箇所より変更となる可能性がある。



東口



現況の駅出口

西口



整備後の案内サイン

〔2〕 道路特定事業等

1) 鉄道駅周辺

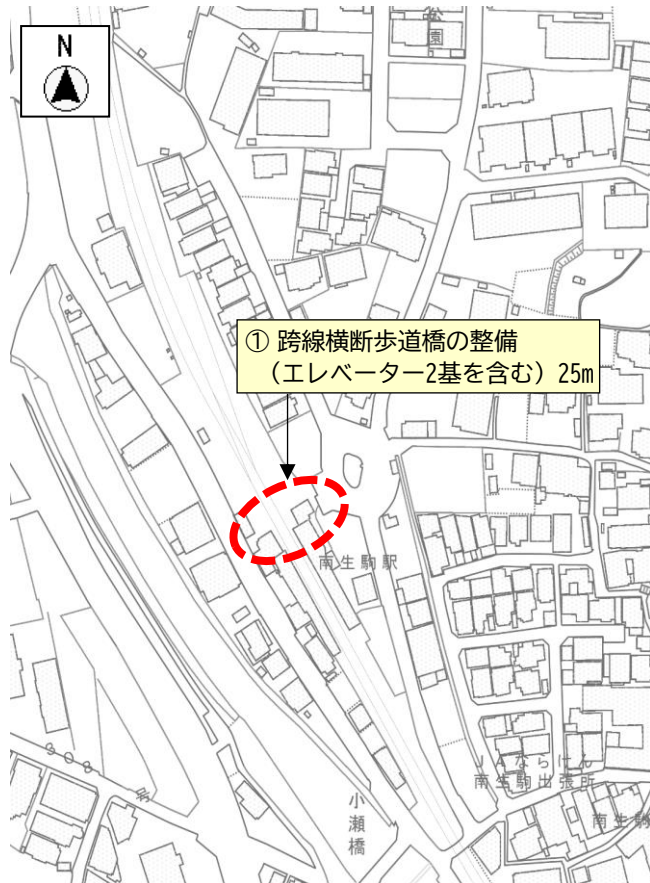
近鉄南生駒駅東西間の移動		事業主体		生駒市										
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	■バリアフリーに則した駅東西の移動経路の整備(跨線横断歩道橋の整備)	25	m	→										

補足事項

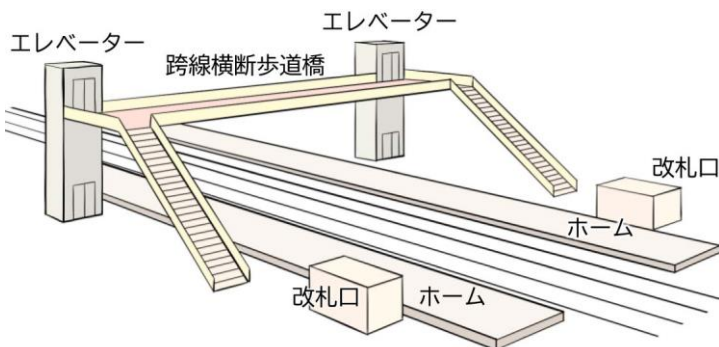
- ・整備にあたっては、関連するバリアフリー事業の進捗、計画等に配慮する必要がある他、用地協力も必要となるため関係者との連携、協議等が必要。
- ・令和7年度で設計業務を終え、駅舎のバリアフリー化事業が完了後に工事に着手する。

事業実施位置または位置図

- ・設計成果に基づき、現在の駅構外地下通路を閉鎖し、直上に整備する。



現況の移動経路



跨線横断歩道橋の一般的なイメージ図

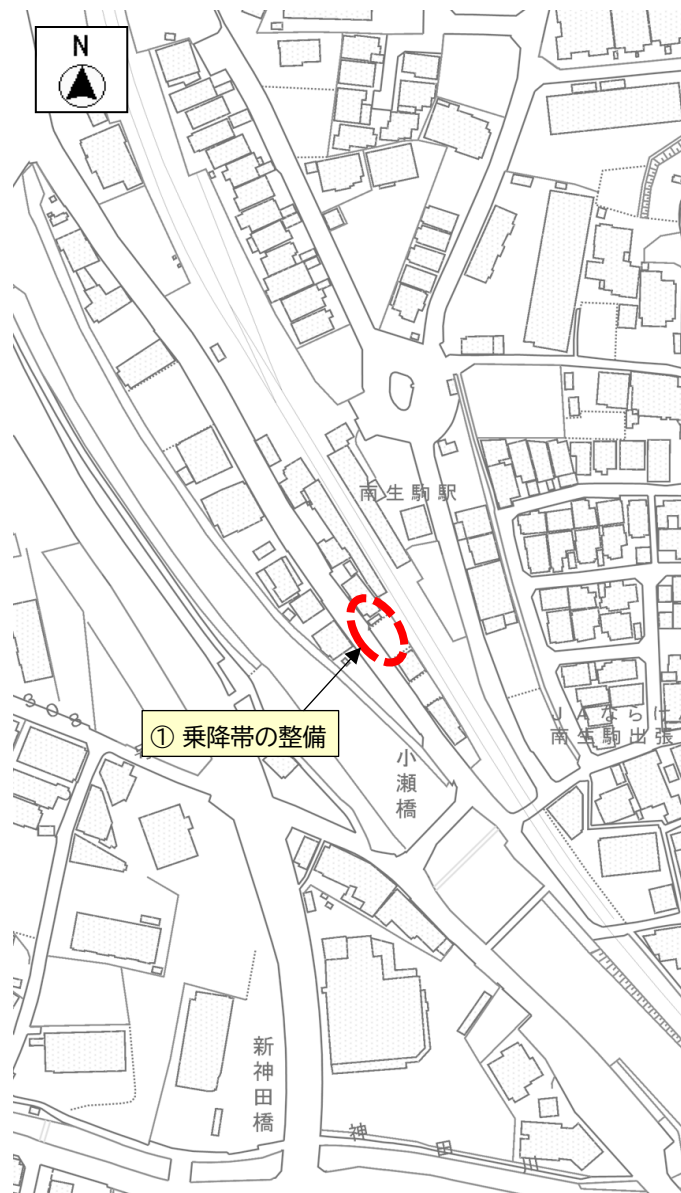
近鉄南生駒駅西口駅前		事業主体		生駒市										
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	■ 駅へのアクセス車両を対象とした乗降帯の整備 乗降帯の整備	1	箇所	→										

補足事項

- ・整備の時期は跨線横断歩道橋の整備後となる。

事業実施位置または位置図

- ・整備位置は今後の検討事項となるが、駅西出口の近傍に整備する。



現況の道路

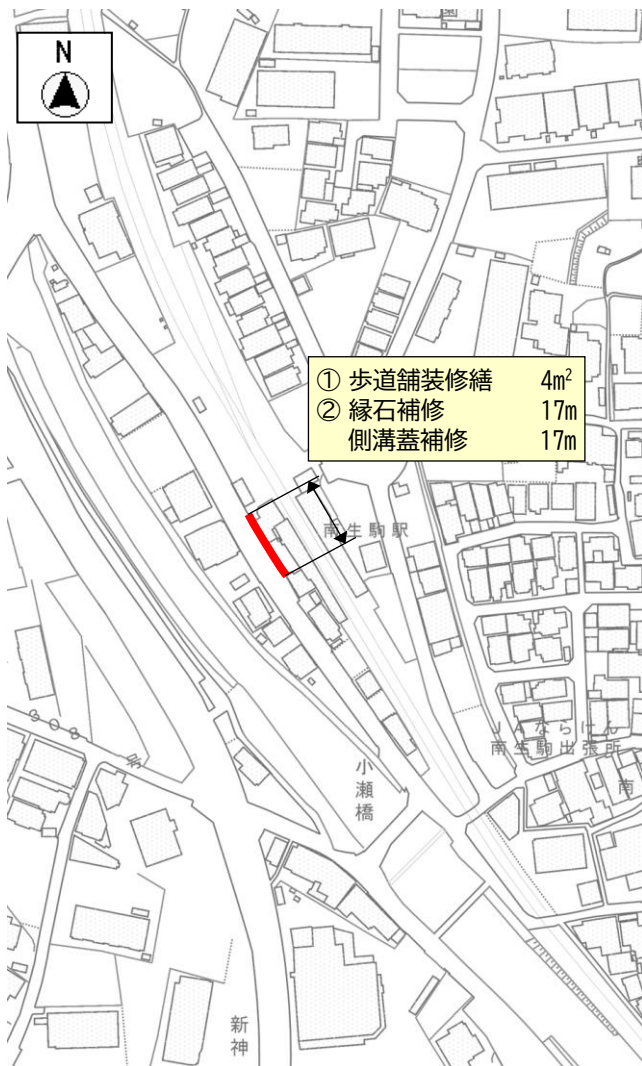
2) 国道168号（現道）

大登大橋東詰～小瀬橋東詰			事業主体	奈良県												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画（年度）											
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
①	□舗装の損傷箇所の修繕	歩道舗装	【整備済】													
②	□コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新	縁石、側溝蓋	【整備済】													

補足事項

・①舗装の修繕、②縁石、側溝蓋の修繕：令和4年度に整備済

事業実施位置または位置図



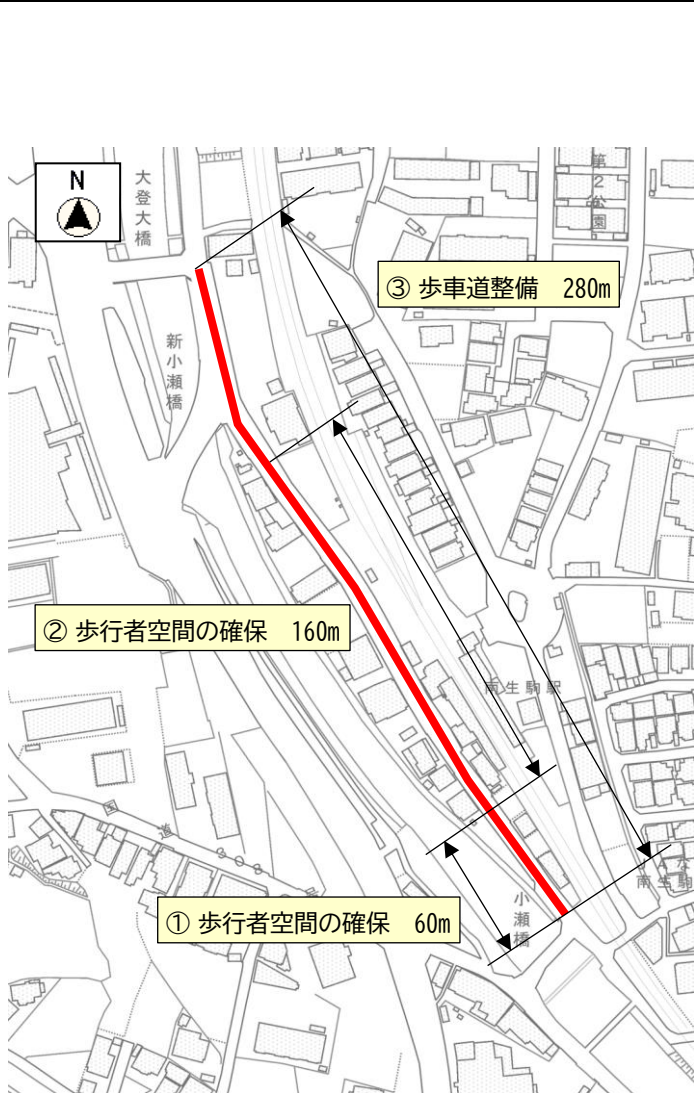
【整備後】①歩道舗装、②縁石、側溝蓋

大登大橋東詰～小瀬橋東詰		事業主体		奈良県												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	□歩行者空間の整備	歩行者空間の整備 (河川側)	60	m	→											
大登大橋東詰～小瀬橋東詰		事業主体		生駒市・公安委員会												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	
②	□歩行者空間の整備	歩行者空間の整備 (駅側)	160	m	→	→	→	→	→							
③	■河川改修事業と連携した道路(歩車道)整備	歩車道の整備	280	m	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

補足事項

- ・①歩行者空間の整備(河川側):令和7年度に整備(③の歩車道整備を実施するまでの暫定的な整備)
- ・②の歩行者空間の整備(駅側)は現況の道路空間を見直し、歩道の拡幅整備を行う。令和7年度に設計業務を完了し、工事实施については南生駒駅における跨線横断歩道橋整備事業との調整が必要となる。
- ・③は奈良県による竜田川河川改修事業と連携し、用地取得を含めた道路整備事業を進める。
- ・また、②③における横断歩道等の整備については、公安委員会等の関係機関と協議を行いながら事業を進める。

事業実施位置または位置図



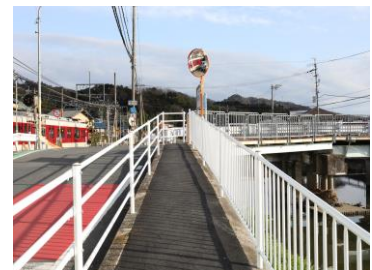
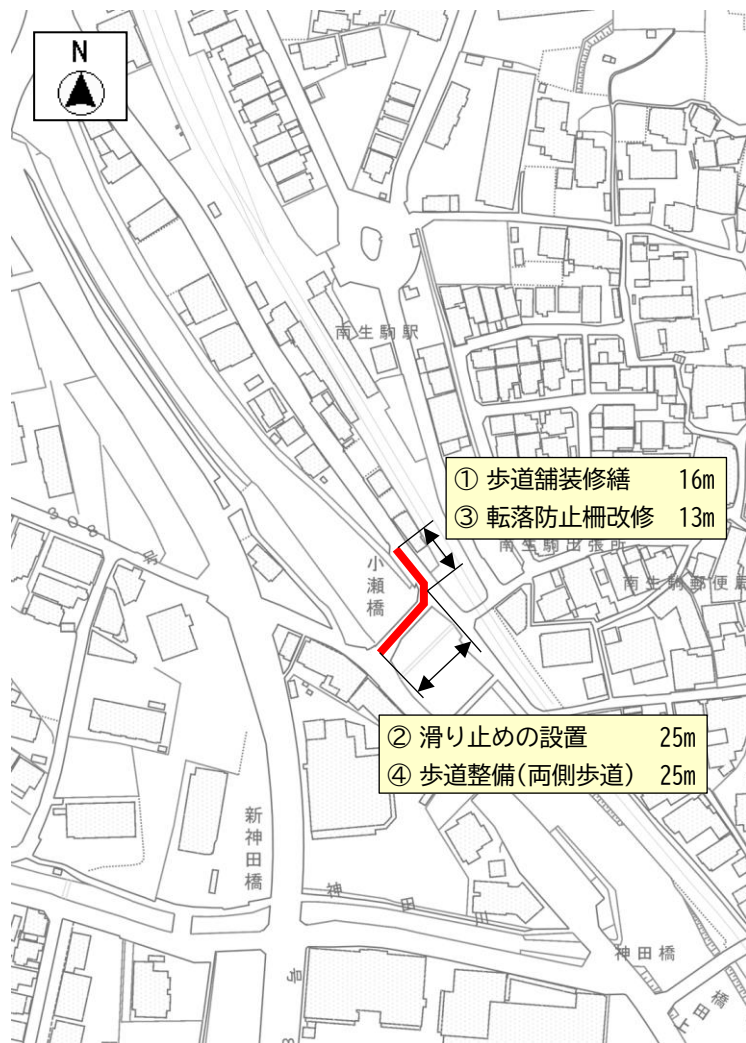
現況の道路

小瀬橋周辺 ※国道308号を含む			事業主体		奈良県													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画 (年度)													
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	~		
①	□舗装の損傷箇所の修繕	歩道舗装	【整備済】															
②	□小瀬橋歩道橋の橋面鉄板の滑り止めの設置	滑り止め	【整備済】															
③	□小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修	転落防止柵	【整備済】															
④	■バリアフリーに則した歩行者空間の確保	歩道整備 (両側歩道)	25	m	----->													

補足事項

- ・①舗装の修繕、②滑り止めの設置、③転落防止柵の補修：令和5年度に整備済
- ・④については、竜田川河川改修事業に伴う、小瀬橋架け替えに併せ歩道整備を進める。

事業実施位置または位置図



【整備済】①歩道舗装修繕
③転落防止柵の改修



【整備済】②滑り止めの設置



現況の小瀬橋歩道橋周辺(R168)



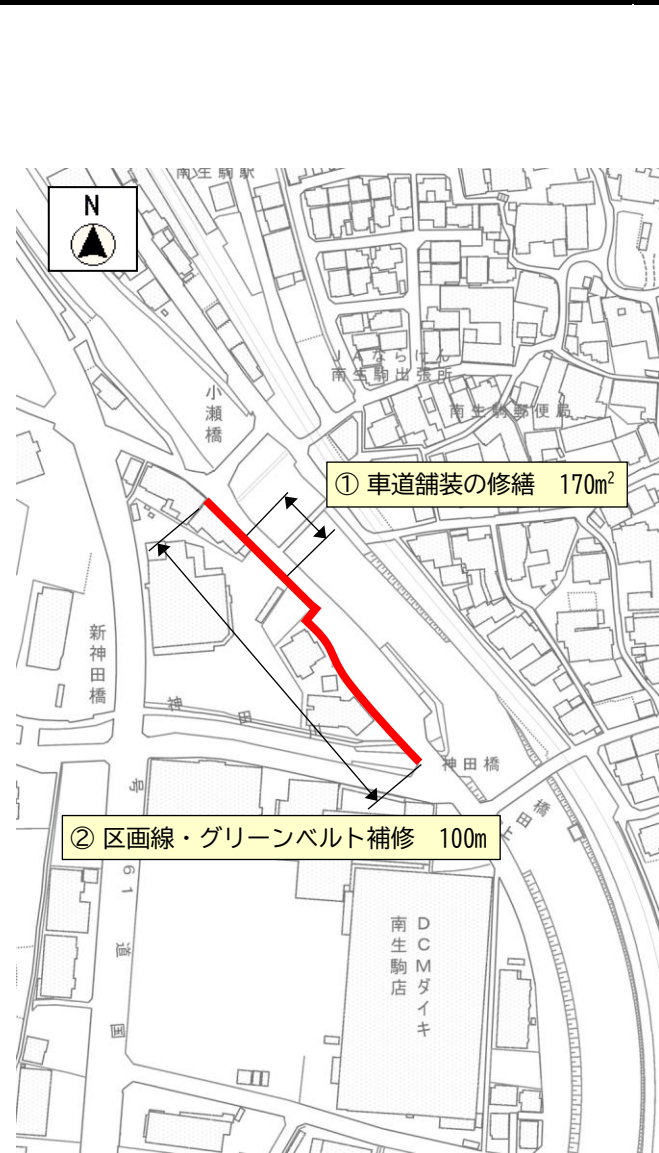
現況の小瀬橋歩道橋周辺

小瀬橋西詰～ 小瀬北小平尾支線1号との交差点			事業主体	奈良県											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画(年度)										
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	□舗装の損傷箇所の修繕	車道舗装		【整備済】											
②	□白線の明示・カラー舗装による歩行者空間の視認性を改善	路側線、グリーンベルト		【整備済】											

補足事項

・①舗装の修繕、②白線の明示等による歩行者空間の視認性を改善：令和5年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】①舗装の修繕、②歩行者空間の改善

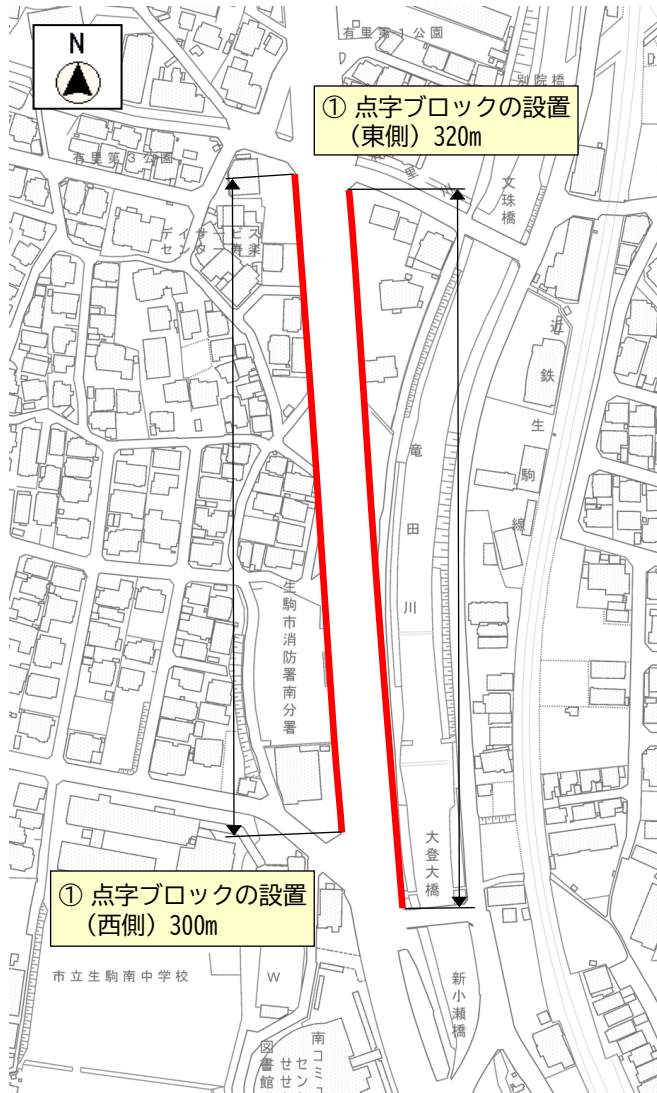
3) 国道168号（バイパス整備済区間）

有里町交差点～大登大橋西詰交差点		事業主体		奈良県												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画（年度）												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	■東西の両側歩道の点字ブロックの設置	点字ブロック	【整備済】													

補足事項

・令和6年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】点字ブロックの設置（西側歩道）



【整備済】点字ブロックの設置（東側歩道）

4) 国道168号（バイパス未整備区間）

大登大橋西詰交差点～小瀬町南交差点			事業主体	奈良県													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画（年度）												
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	
①	□歩道部の支障物を撤去	Uポスト 車止め	【整備済】														
②	□大登大橋西詰交差点におけるガードパイプの設置	車止め柵	【整備済】														
③	■バイパス整備によるバリアフリー化	歩道及び点字ブロックの整備	1500	m	----->												

補足事項

- ・①歩道部の支障物を撤去：令和4年度に整備済
- ・②ガードパイプの設置：令和5年度に整備済
- ・③は国道168号バイパス整備事業と併せて実施する。

事業実施位置または位置図

【整備済】②ガードパイプの設置

【整備済】①車止めの撤去

③現況の歩道

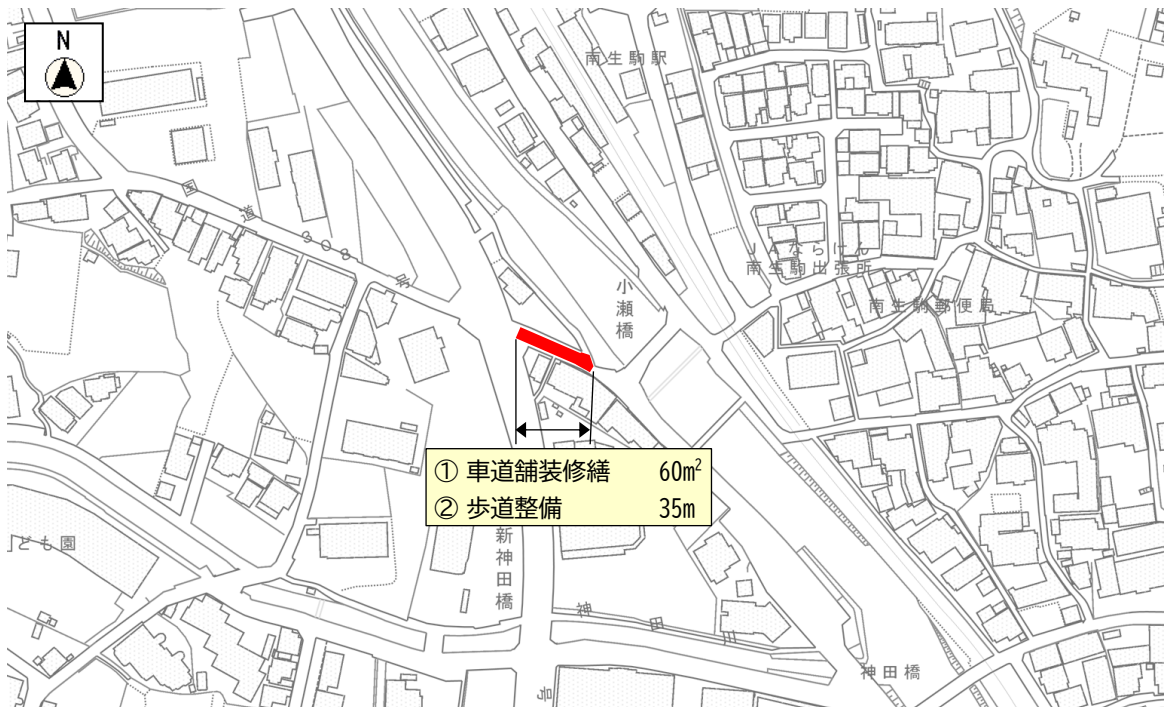
5) 国道308号

生駒南小学校前～小瀬橋東詰			事業主体		奈良県												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	
①	□舗装の損傷箇所の修繕	車道舗装	【整備済】														
②	■バリアフリーに則した歩行者空間の確保	歩道整備	35	m	----->												

補足事項

- ・①舗装の修繕：令和5年度に整備済。施工時には歩行者空間の確保についても実施。
- ・②歩道整備：竜田川河川改修事業および国道168号バイパス整備事業と連携しながらバリアフリーに則した歩行者空間の整備を進める。

事業実施位置または位置図



現況の道路

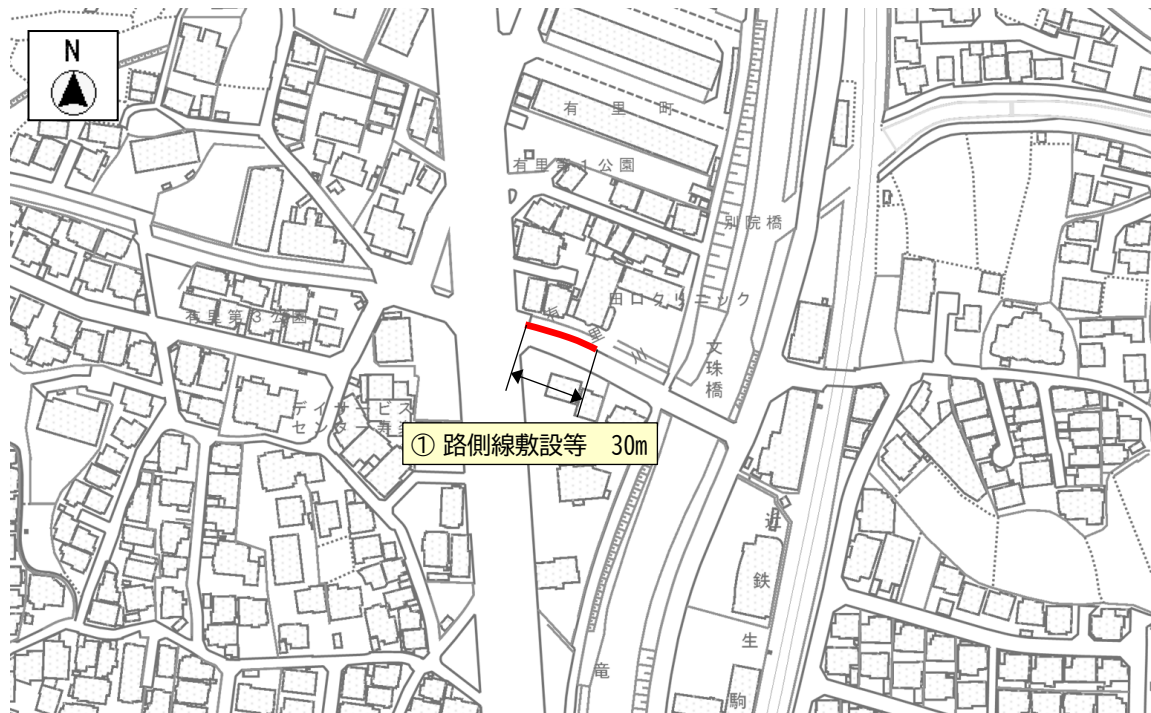
6) 市道有里線

田口クリニック前～有里町交差点		事業主体	生駒市											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	■安全な歩行者空間の確保 路側線敷設等	【整備済】												

補足事項

- ・令和6年度に整備済
- ※P24の事業と一体的に整備

事業実施位置または位置図



【整備済】路側線敷設等

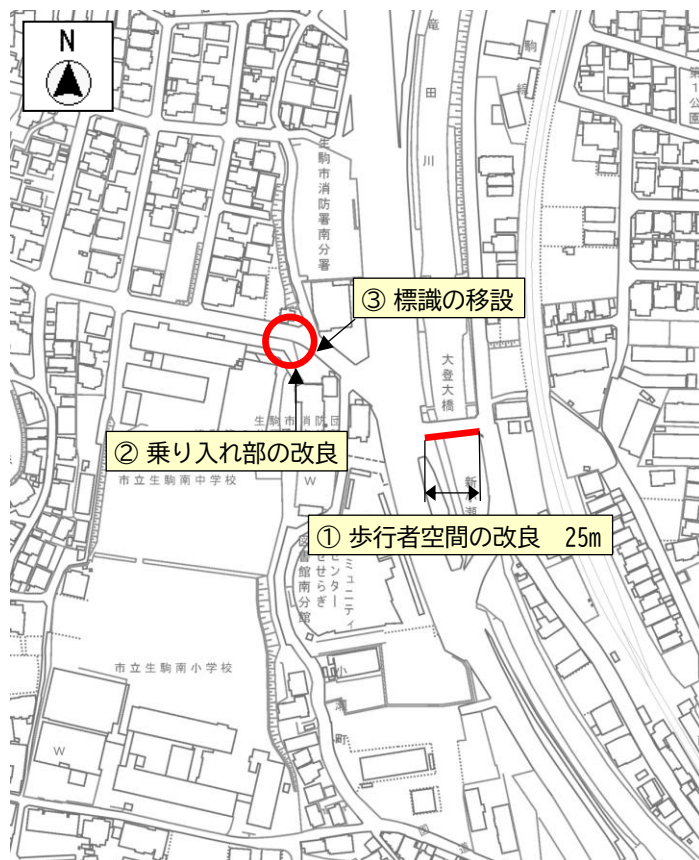
7) 市道大登藤尾線

大登大橋、生駒南中学校前			事業主体	生駒市													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	~	
①	■大登大橋の歩行者空間の改良	点字ブロックの設置及び歩行者空間の確保	25	m	----->												
②	■学校乗り入れの鉄板の一部撤去	乗り入れ部の改良	1	箇所	----->												
生駒南中学校前			事業主体	公安委員会													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
③	■道路標識の移設による歩道幅員の確保	標識の移設	【整備済】														

補足事項

- ・①大登大橋の歩行者空間の改良について、大登大橋西詰交差点の形状が、現状、最終形となっていないため、国道168号バイパス整備事業と国道168号現道での歩車道整備の進捗に併せて実施する。ただし、橋梁への影響の程度に応じ、整備内容が変更となる可能性がある。
- ・②乗り入れ部の改良については生駒南小学校・中学校整備事業に併せて実施する。
- ・③標識の移設：令和3年度に整備済

事業実施位置または位置図



①現況の大登大橋



【整備済】③標識の移設

8) 市道小瀬北小平尾線支線1号

新神田橋交差点～南こども園前		事業主体		生駒市												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	
①	■白線の明示・カラー舗装による歩行者空間の確保 路側線敷設	100	m	----->												

補足事項

・国道168号バイパス部からの一体的な歩行者空間を整備するため、バイパス整備事業における新神田橋交差点の整備と併せて実施する。

事業実施位置または位置図



現況の道路

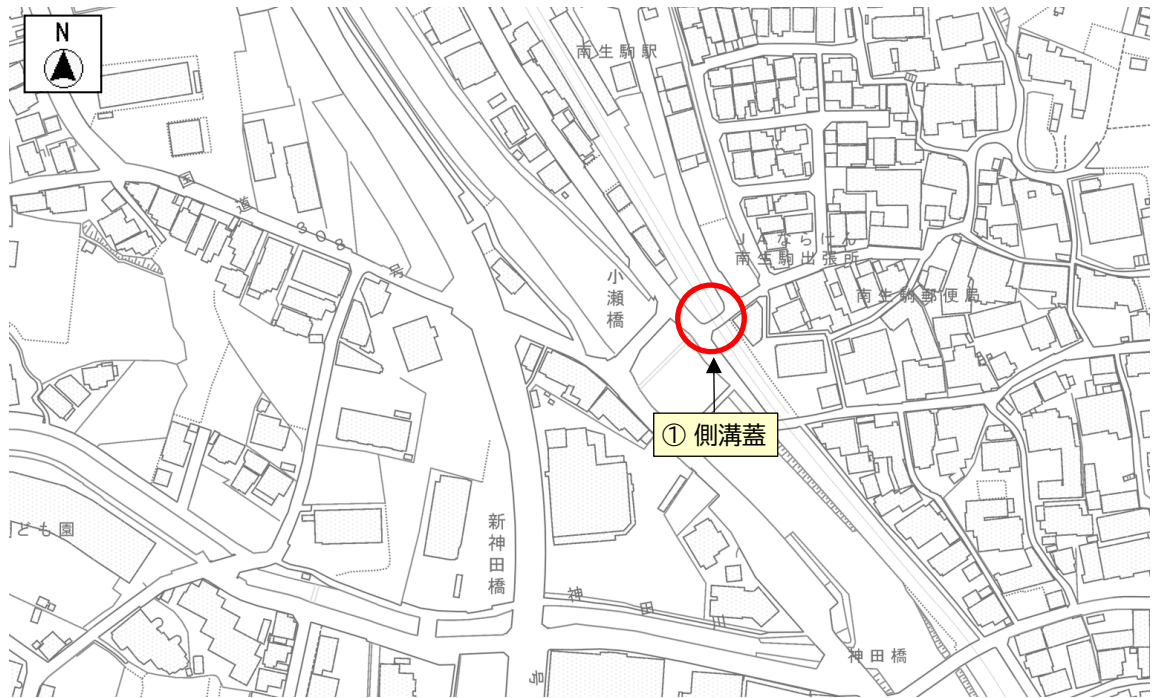
9) 国道308号（準生活関連経路）

萩の台第5踏切周辺			事業主体		近畿日本鉄道													
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業量	単位	事業の実施計画（年度）													
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
①	□粗い目のグレーチング側溝蓋の更新	側溝蓋																

補足事項

- ・令和2年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】側溝蓋の更新

10) 市道小瀬北垣内線支線6号（準生活関連経路）

小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前		事業主体		生駒市											
				事業の実施計画（年度）											
事業内容 （■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策）		事業量	単位	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
①	□白線の明示・カラー舗装による歩行者空間の確保			白線明示	【整備済】										

補足事項

・令和5年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】白線明示

11) 市道小瀬観泉寺線支線3号（準生活関連経路）

南生駒駅東口前北～ みなみ野台1号線との交差点		事業主体	生駒市											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画（年度）										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	□安全な歩行者空間の確保	既設水路の有蓋化による歩行者空間の整備	【整備済】											

補足事項

・令和3年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】既設水路の有蓋化による歩行者空間の整備

12) 市道みなみ野台1号線（準生活関連経路）

小瀬観泉寺線支線3号との交差点 ～小瀬観泉寺線との交差点 事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業主体		生駒市												
		事業量	単位	事業の実施計画（年度）												
7	8			9	10	11	12	13	14	15	16	17				
①	□白線の明示・カラー舗装による歩行者空間の確保	白線明示	【整備済】													

補足事項

・令和5年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】白線明示

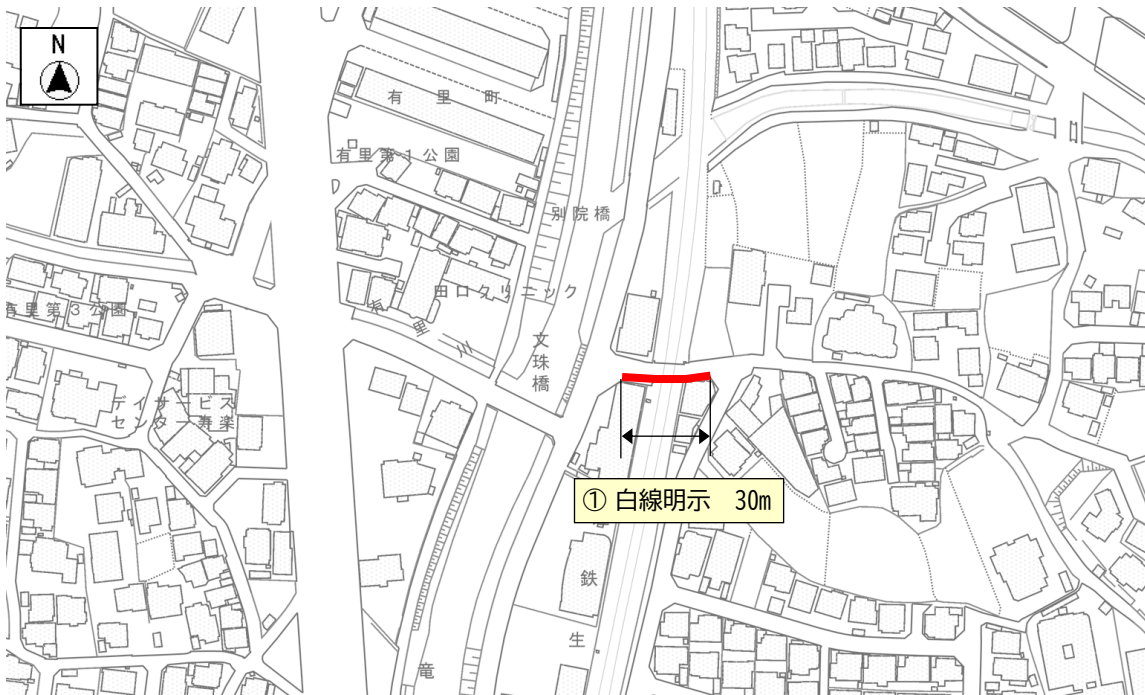
13) 市道小瀬観泉寺線（準生活関連経路）

みなみ野台1号線との交差点 ～国道168号現道との交差点 事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業主体		生駒市										
		事業量	単位	事業の実施計画（年度）										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	□白線の明示・カラー舗装による歩行者空間の確保	白線明示	30	m		→								

補足事項

・白線明示については、地元合意を得る必要がある。なお、踏切道内については、関係者協議を行ったうえで実施する。

事業実施位置または位置図



現況の道路

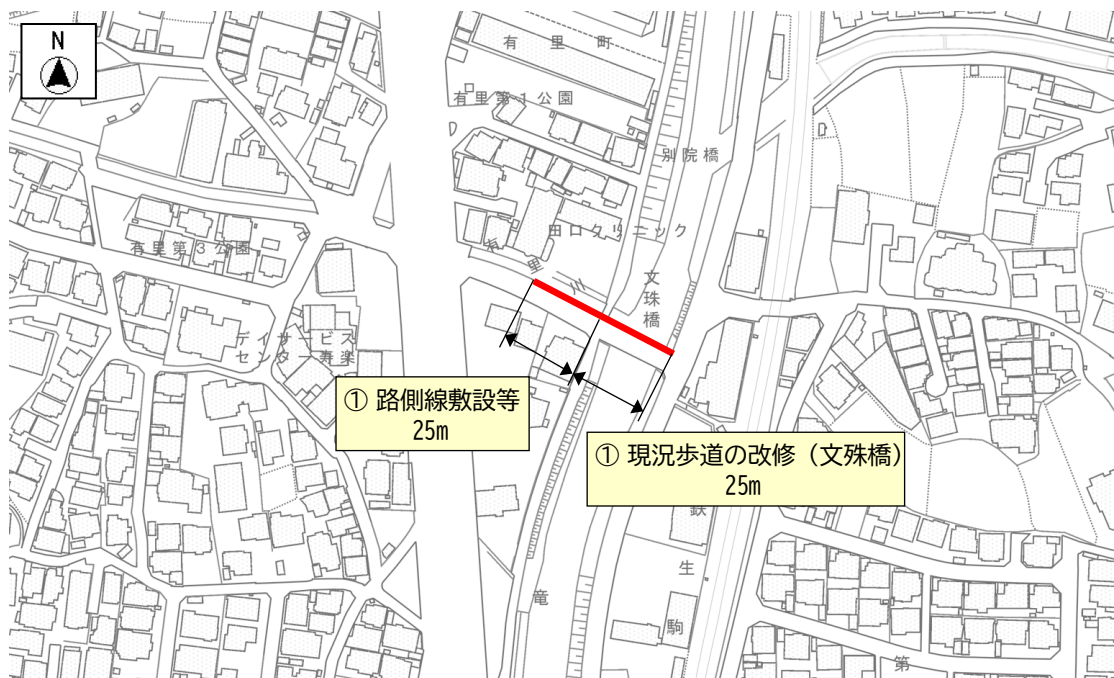
14) 市道有里線（準生活関連経路）

国道168号現道との交差点（文殊橋） ～田口クリニック前		事業主体	生駒市											
事業内容 （■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策）		事業量	単位	事業の実施計画（年度）										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	□安全な歩行者空間の確保	路側線敷設等	【整備済】											
		現況歩道の改修（文殊橋）	【整備済】											

補足事項

- ・令和6年度に整備済
- ※P16の事業と一体的に整備
- ※現況歩道の改修（文殊橋）について、歩道改修を行うことで橋梁そのものへの影響が懸念されたため可能な対策として路側線を敷設

事業実施位置または位置図



【整備済】路側線敷設等



【整備済】現況歩道の改修（文殊橋）

[3] 建築物特定事業

1) 南コミュニティセンターせせらぎ

敷地内通路		事業主体		生駒市										
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	■出入口の点字ブロックの改修	点字ブロックの改修	【整備済】											

補足事項

・令和2年度に整備済

事業実施位置または位置図



【整備済】点字ブロックの改修

2) 生駒南中学校

体育館		事業主体		生駒市												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	■入口の段差の解消 バリアフリーに則した体育館への改修	1	箇所	→												

補足事項

・生駒南小学校・中学校整備事業に伴い整備予定。令和8年度末に設計完了、令和10年度末に工事完了予定。

参考図



現況の生駒南中学校の体育館東側の入口

〔4〕 交通安全特定事業

1) 国道168号（バイパス整備済区間）

有里町交差点～大登大橋西詰交差点		事業主体	公安委員会											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画（年度）										
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①	■視覚障害者用付加装置の設置（音響式信号機）	有里町交差点	【整備済】											
②	■青信号延長機能の設置（押しボタン式）	有里町交差点	【整備済】											

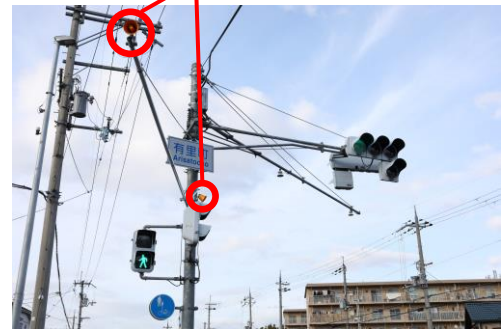
補足事項

・①音響式信号機の設置、②青信号延長機能の設置：令和5年度に整備済

事業実施位置または位置図



スピーカー設置

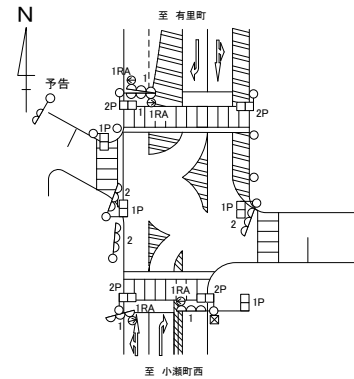
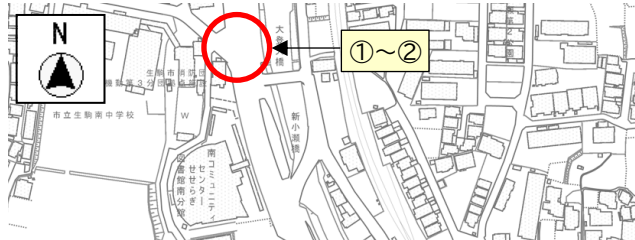


【整備済】①音響式信号機の設置

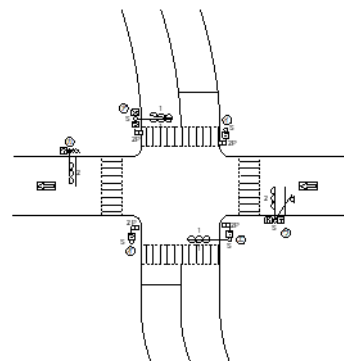
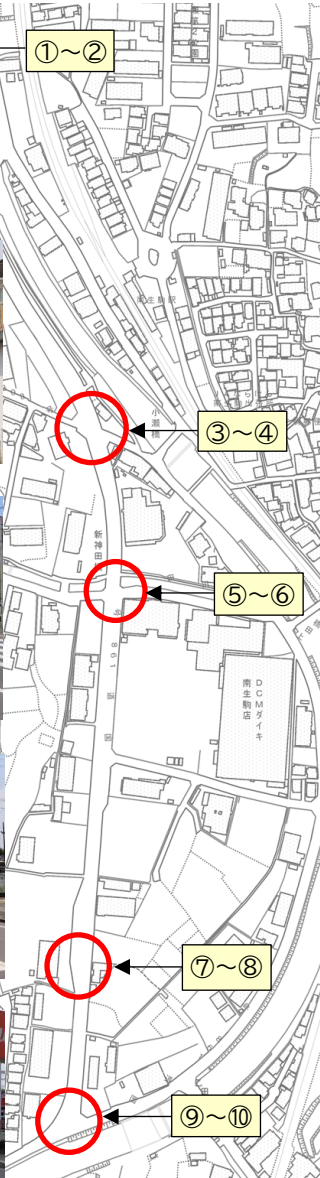


【整備済】②青信号延長機能の設置

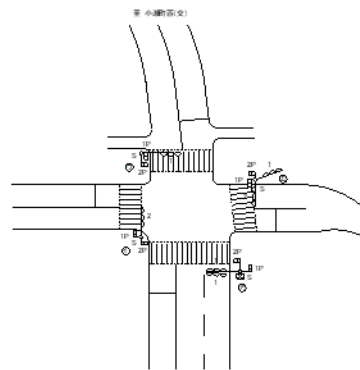
事業実施位置または位置図



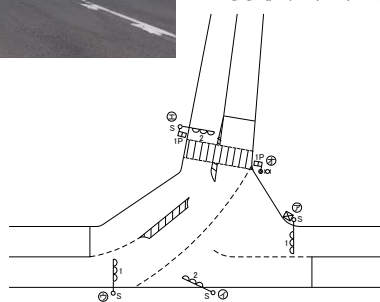
①～② 大登大橋西詰交差点（現状）



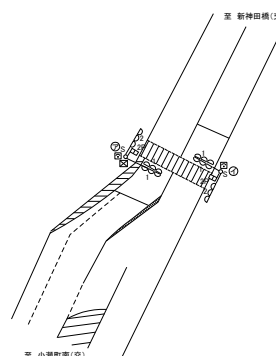
③～④ 小瀬町西交差点（現状）



⑤～⑥ 新神田橋交差点（現状）



⑨～⑩ 小瀬町南交差点（現状）



⑦～⑧ 新神田橋南交差点（現状）

〔5〕 その他事業

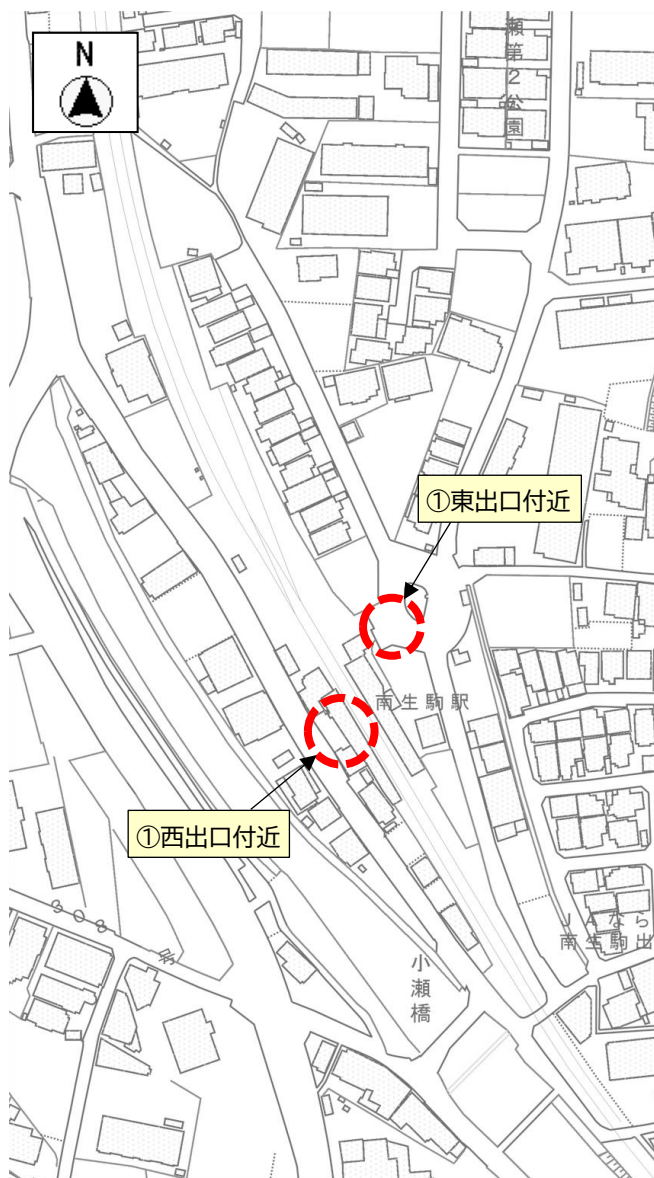
近鉄南生駒駅周辺		事業主体		生駒市												
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)		事業量	単位	事業の実施計画(年度)												
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
①	□南生駒駅から南コミュニティセンターせせらぎへ向かう歩行者用案内サイン等の整備 駅東出口、西出口付近	2	箇所					→								

補足事項

- ・ 駅東出口、西出口付近に整備する案内サインについては、跨線横断歩道橋の供用開始に併せて整備する。

事業実施位置または位置図

- ・ 関係機関、地元等との協議により下記位置図に示す箇所より変更となる可能性がある。



東口



西口

現況の駅入口



現況の地下改札口前の案内

〔6〕 教育啓発特定事業

生駒市全域		事業主体	生駒市											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業の実施計画(年度)											
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
①	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	道徳や総合的な学習の授業を実施												
②	■講座等の啓発活動の実施	「あいサポーター養成講座」の実施												
		「認知症サポーター養成講座」の実施												
③	■市職員に対する認知症や障がい者理解に向けた啓発活動の実施	「認知症サポーター養成研修」「あいサポーター養成研修」の実施												
生駒市全域		事業主体	交通事業者及び施設管理者											
事業内容 (■特定事業計画、□その他の事業・ソフト対策)			事業の実施計画(年度)											
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
④	□従業員に対する接客教育の実施													
補足事項														
<ul style="list-style-type: none"> ・②の認知症サポーター養成講座を実施するにあたり、特定の研修を受講した「キャラバン・メイト」の資格を持つ者が講座を行う必要がある。また、要綱に記載されているカリキュラムに基づく講座を実施し、適切に受講がなされる必要がある。 ・③の市職員に対する「認知症サポーター養成研修」「あいサポーター養成研修」の実施にあたっては、階層別研修で実施する。 														
参考														
														
「あいサポーター養成研修」の様子														

資料編

〔1〕 参考：生駒市における心のバリアフリーの取組紹介（令和7年度時点）

取組内容		内容詳細	実施目標	事業主体	
心のバリアフリー	理解を深めるための啓発・広報活動	普及、啓発の促進	啓発ポスターの掲出、パンフレットや広報紙の配布、ホームページやイベント等により、市民等が高齢者や障がい者等への理解を深めるための情報提供を行います。	関係機関より提供のある各種啓発ポスター、パンフレット等について、掲載、配布等の適切な対応を行うとともに、市民団体との連携による啓発イベント等を開催することで、市民への情報提供を継続的に実施する。	生駒市
		配慮の必要性を示すマークの普及啓発	障がいのある人となない人が共に支え合い、尊重し合う共生社会を推進するための啓発活動を実施します。	障害者基本法第9条に基づき、12月3日から9日の「障害者週間」に合わせて、街頭啓発、障がい福祉サービス事業所による授産品の販売会、障がい者に関するマークを動画にて解説、障がい者団体の紹介ポスターの掲示等の啓発活動を実施する。	社会福祉協議会
		子どもと高齢者との世代間交流の実施	配慮を要する方を対象としたマーク、高齢運転者標識、マタニティマーク等について、市民等が配慮すべき事項等をわかりやすく情報提供します。	各種届出時、実施する講座等での機会または生駒市ホームページを利用し、マークについての認知度を高めることで、普及啓発に努める。	生駒市
	実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動	学校における障がい者理解に向けた教育の実施	高齢者の生きがいづくりを促進するために、子どもから高齢者まで誰もが参加できる世代間交流事業を実施します。	小学校区ごとに継続的に実施する。	生駒市老人クラブ連合会 生駒市
			学校生活の中、特に道徳や総合的な学習で障がいに対する理解を深める教育を行います。	市内の小学校及び中学校の全学年を対象に、道徳や総合的な学習の授業を実施する。	生駒市
		誰もがサポーターとなるための教育、啓発活動の実施	ハンデの有無にかかわらず、子ども同士の交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取組を推進します。	上記取組を通じて、推進することを目標とする。	生駒市
			障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布しています。	「あいサポーター養成講座」を年に1回程度実施することを目標とする。	生駒市
			障がい者等が、緊急時に支援を求めやすくするための「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」について市民に普及啓発し、市民への理解促進を図ります。	実施する講座等での機会を利用し、マークについての認知度を高めることで、普及啓発に努める。	生駒市
			認知症の方に対する理解を促進するため、正しい理解や知識を持ってもらう認知症サポーター養成講座を実施しています。一般市民のほか、市職員、小中学生、市内の企業等に向けても実施します。	年間で延べ1,000人のサポーターを養成することを目標とする。また、受講者には認知症に対する正しい理解を持つ者の証としてオレンジリングや認知症キッズサポーターカードを配布する。	生駒市
	従業員・職員教育の実施	福祉についての学習の機会を提供し、福祉活動及びボランティア活動への発展と障がい等への理解を深めるため、地域に出向いて福祉出前講座を開催します。	学校等の団体からの依頼に基づき、手話、点字、車いす、アイマスク、要約筆記等の体験講座や福祉教育を実施する。受講者には「思いやりサポーター認定証」と「あなたのやさしさを街角で」の冊子を配布する。	社会福祉協議会	
認知症の方に対する理解を促進するため、正しい理解や知識を持ってもらう研修を実施します。			生駒市		
障がいに対する理解を深め、正しい認識のもとで合理的な配慮ができるよう、障がい特性や人格と個性の尊重をテーマとした研修を実施します。		市職員を対象とした「認知症サポーター養成研修」「あいサポーター養成研修」を年1回程度実施する。			
生駒市において、障がいを理由とする差別の解消を目的として定めた職員対応要領に基づき、障がい者に対し適切に対応します。		令和7年3月に改訂した「生駒市役所障がい者任用指針」に基づき、障がい者である職員が活躍できる場を創出し、定着支援を行う。	生駒市		
障がい者等を対象とした接遇教育の実施や接遇に関するマニュアルの整備を行います。	接遇マニュアル等の整備や職員を対象とした接遇教育を実施する。	施設管理者 (指定管理者を含む) 公共交通事業者			
ソフト対策	放置自転車等の対策及び歩行環境等を維持するための対策	放置自転車等の撤去、警告	「生駒市自転車等放置防止条例」に基づき、必要に応じ、継続的に適宜実施する。	生駒市	
		駐輪マナー、駐車マナー等に関する市民等への啓発	通行者の安全を確保する目的で、鉄道利用者の多い駅周辺において自転車等の違法駐車を行おうとする者に対して継続的に適宜指導を実施する。	生駒市	
		安全な歩行者空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	道路法第42条に基づき、必要に応じ、継続的に適宜実施する。	道路管理者(国、県、市)	
	「いこマイ・タイムライン」(防災行動計画)の提供	主に障がいのあるひとが風水害の備えとして、必要な情報を各自で書き込み、日ごろから対策できるツールの普及	作り方や使い方の出前講座を継続的に実施する。	生駒市	
	多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進の改善	見やすさ、伝わりやすさ、参加しやすさの3つの『やすさ』を心がけた多様なコミュニケーション手段の活用(手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、音訳、UDフォント等)	「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づき、市として多様なコミュニケーション手段の活用積極的に取り組む。	生駒市	
ホームページのウェブアクセシビリティの維持、向上		毎年度、アクセシビリティ対応状況調査を行い、国の求めるJIS規格対応への維持・向上に取り組む。	生駒市		

〔2〕 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会開催要綱

生駒市バリアフリー基本構想推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条の規定に基づく生駒市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び基本構想に基づく事業の円滑な推進のため、法第26条第1項の規定に基づく生駒市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 基本構想の策定に関する事項

(2) 基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関する事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験のある者

(2) 障がい者団体の代表者

(3) 高齢者団体の代表者

(4) 地域住民の代表者

(5) 市民団体等の代表者

(6) 施設の設置管理者

(7) 公共交通事業者

(8) 公募市民

(9) 公安委員会

(10) その他関係行政機関

(11) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 協議会の開催期間は、基本構想に基づく事業の完了を目途とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部事業計画課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

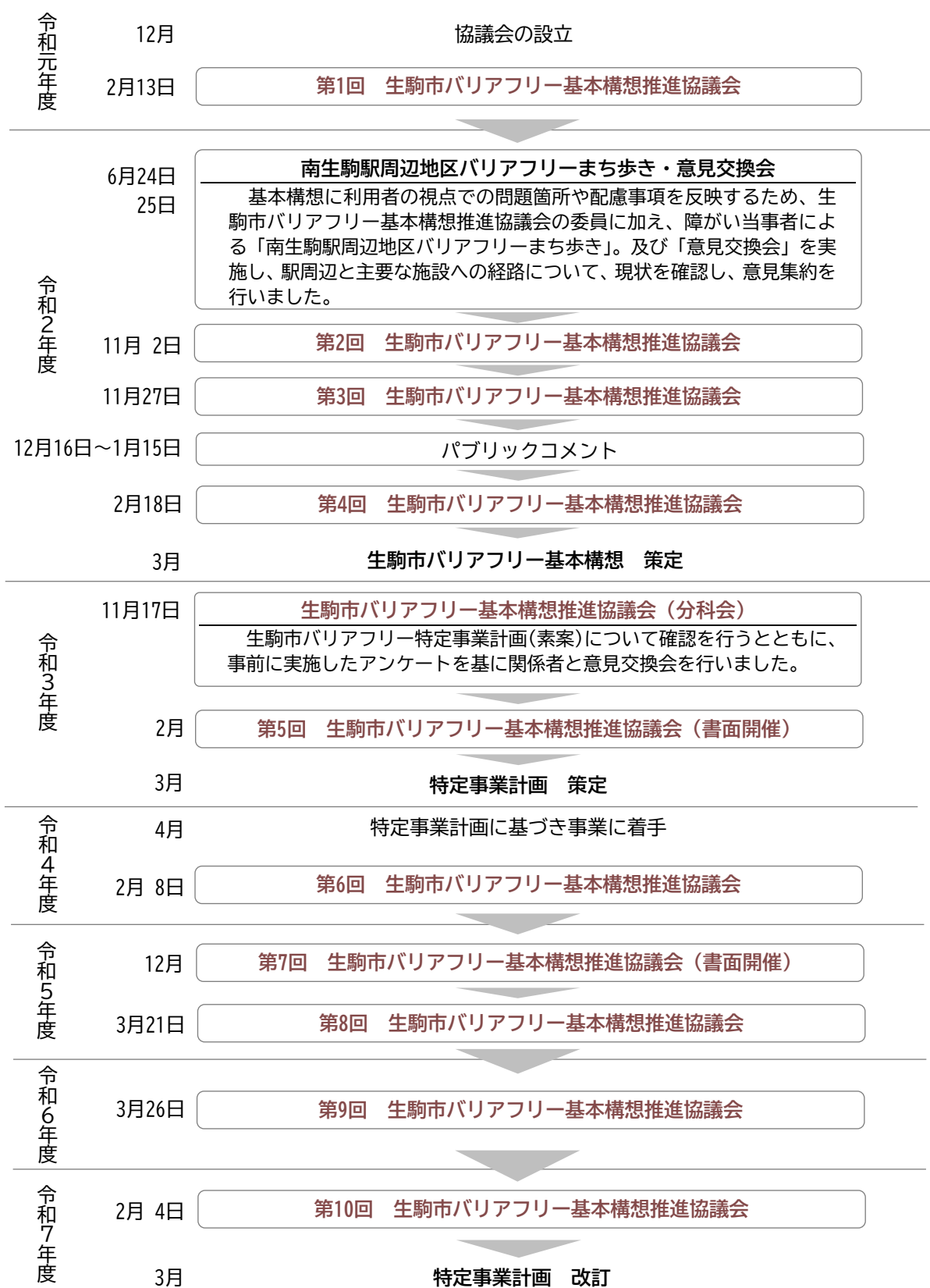
附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。


〔3〕 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会名簿（令和8年3月現在）



区分	所属	役職	氏名
学識経験者	大阪産業大学	教授	波床 正敏
	近畿大学	教授	柳原 崇男
障がい者団体	生駒市身体障害者福祉会	会長	山田 耕三
	生駒市障害児・者を守る連合会	会長	安田 まゆみ
高齢者団体	生駒市老人クラブ連合会	副会長	藤田 照子
地域住民	小瀬町自治会	会長	田中 康博
	南地区自治連合会	会長	坂本 剛伸
	生駒南小学校PTA		佐々木 達也
市民団体等	生駒南のバリアフリー化を考える会	事務局長	大橋 進
施設の設置管理者	生駒商工会議所	副会頭	寺田 信弘
公共交通事業者	近畿日本鉄道株式会社	施設部工務課長	東口 真也
公募市民	公募市民	—	畑 弘治
	公募市民	—	前岡 三恵子
公安委員会	奈良県警察本部交通規制課	課長	中谷 貴志
	生駒警察署	署長	中西 輝彦
関係行政機関	奈良県道路マネジメント課	課長	浜本 雄司
	郡山土木事務所	所長	辻井 伸治
生駒市	生駒市総務部	部長	小林 弘幸
	生駒市福祉部	部長	後藤 治彦
	生駒市建設部	部長	米田 尚起
	生駒市都市整備部	部長	清水 一彦
	生駒市教育部	部長	松田 悟
	生駒市生涯学習部	部長	坂谷 操

〔4〕 基本構想策定から特定事業計画の改訂に至る主な経過



〔5〕用語解説

掲載頁	用語	解説	写真
4	触知案内図	視覚障がい者を支援する施設・設備の種類などを示す凹凸の記号で、手指で触れて認知できる案内図のこと。	
4	内方線付点状ブロック	駅のプラットホームに設置される点状ブロックで、内側部分に線状突起を設けてホームの内外が分かるようにしたもの。	 <p>【内方線付きJIS規格点状ブロック】</p> <p>出典：国交省資料</p>
7	乗降帯	送迎用等の車両停車施設。障がい者用停車施設には、サインや路面標示にて、障がい者用の一時停車スペースであることを示します。	
11	路側帯	路側帯は、歩道のない道路または道路の歩道がない側の路端寄りに、白い実線等で区画された歩行者通行空間のこと。	
11	グリーンベルト	歩道が整備されていない通学路等の路側帯を緑色に着色して、車両に注意を促し速度を抑制させ、歩行者の安全を図るために設置されるもの。	
13	Uポスト車止め	車両の進入防止のための車止めで、U字型の形状のもの。	

掲載頁	用語	解説	写真
13	ガードパイプ	支柱に取付けるビーム（横梁）にパイプを使用した車止め柵で、車両の逸脱防止を目的としたもの。	
18	グレーチング 側溝蓋	道路・歩道等の排水路にかけ る蓋のことで、主に降雨時の排 水が目的で、人や物の落下を防 止する機能もあります。	

生駒市バリアフリー特定事業計画〔改訂版〕
(令和8年3月)

編集・発行 生駒市 建設部 事業計画課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111 (代表)